



ヒアリング事項に対する回答

令和3年3月15日
総務省
情報流通行政局

1. 放送事業者と権利者の当事者間の協議に関する その後の進捗状況

II 分野別実施事項 3. 投資等分野 (7)放送を巡る規制改革

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a (略)</p> <p>b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。</p> <p>d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストイングにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャストイング事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。</p>	<p>a:(略)</p> <p>b:令和2年度措置</p> <p>c:令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置</p> <p>d:令和2年度検討・結論</p>	<p>a:(略)</p> <p>b:総務省</p> <p>c:総務省</p> <p>d:総務省 文部科学省</p>
15	放送コンテンツの制作取引適正化	<p>放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全制作委託型番組、その他放送素材)、役務委託の契約形態別に類型化し、雛型の充実を図る等 必要な方策を講ずる</p>	令和2年度措置	総務省

- 放送事業者と権利者の当事者間の協議の場として、「インターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための意見交換会」を開催。

1. 出席者

【放送事業者】 日本放送協会、民放在京キー局5社 ※オブザーバー：日本民間放送連盟

【権利者】 (1) 音楽著作権関連：日本音楽著作権協会、NexTone
(2) 著作隣接権関連：日本レコード協会、日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター、映像コンテンツ権利処理機構

〔事務局〕 総務省情報流通行政局情報通信作品振興課、文化庁著作権課

2. これまでの開催状況

(1) 音楽著作権関連：令和2年10月29日(木)、11月20日(金)、令和3年2月5日(金) 計3回開催

同時配信等に係る楽曲の利用実績報告及び利用割合の算出方法について議論。

現在、関係者間の問題意識の共有及び今後の検討に資するため、利用実績報告の実態等について調査中。

(2) 著作隣接権関連：令和2年11月5日(木)、11月10日(火)、11月17日(火) 計3回開催

被アクセス困難者(仮称)に係る補償金制度の運用について議論。

協議の結果、必要に応じて指定管理団体制を採用できるように改正法が設計されることとなった。

3. 今後の予定

放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点に立ち、ガイドラインに盛り込むべき事項等、改正法施行時に運用面の課題解決に向けた関係者の合意が図られるよう、引き続き精力的に開催。

**2-1. 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)
No.14c・dに関する進捗状況**

II 分野別実施事項 3. 投資等分野 (7)放送を巡る規制改革

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a (略)</p> <p>b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。</p> <p>d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストイングにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャストイング事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。</p>	<p>a:(略)</p> <p>b:令和2年度措置</p> <p>c:令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置</p> <p>d:令和2年度検討・結論</p>	<p>a:(略)</p> <p>b:総務省</p> <p>c:総務省</p> <p>d:総務省 文部科学省</p>
15	放送コンテンツの制作取引適正化	<p>放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全制作委託型番組、その他放送素材)、役務委託の契約形態別に類型化し、雛型の充実に努める等、必要な方策を講ずる。</p>	令和2年度措置	総務省

1. No.14cへの対応状況

- ・ 令和2年7月にローカル局に対して実施したアンケート調査の結果、放送番組のインターネット配信に当たり、音楽著作権の権利処理に係る負担が最も大きいことが判明。
- ・ この結果を踏まえ、令和3年度において音楽著作権の権利処理についての作業負荷の軽減に資する支援策を講じるため、さらに放送及びネット配信に使用した楽曲の報告の実務上の具体的な課題等について、事前の調査研究を実施しているところ。
- ・ 来年度は、当該調査研究の結果を踏まえ、ローカル局への具体的なノウハウの提供等、支援を講じる予定。

2. No.14dへの対応状況

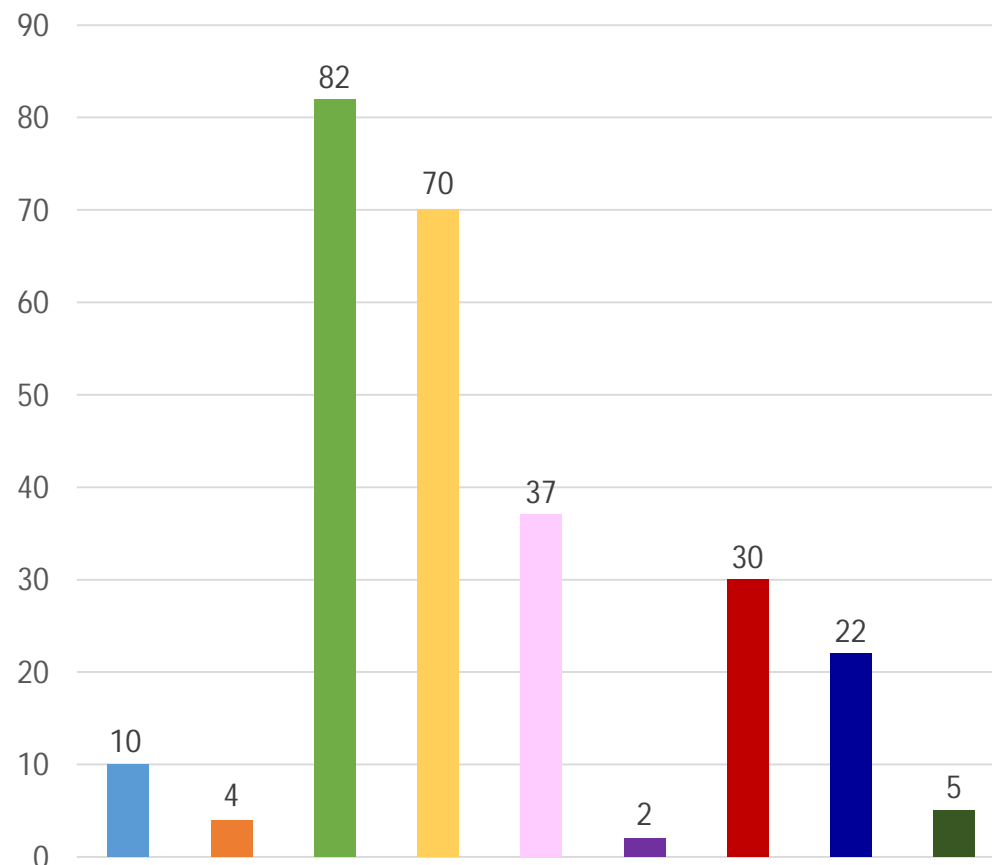
- ・ 「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」(座長:内山 隆 青山学院大学総合文化政策学部教授)において、株式会社AbemaTV 及びヤフー株式会社並びに関係する権利者団体に対し、ヒアリングを実施。その結果を整理の上、「ウェブキャスト事業者の権利処理における課題及び要望 取りまとめ」を令和3年3月11日に文化庁へ提出。
- ・ 具体的には、まずは既に権利者団体が着手している集中管理について、一層の促進を図ることにより、権利処理の円滑化を実現することが必要であることが確認されたことから、「短期的に検討が必要な事項」として整理の上、要望として提出。

なお、海外向け配信及び海外の著作権者の音楽著作権の処理に係る負担が存在することの指摘や、著作権法の一部規定に関する将来的な見直しに向けた検討の要望も示された。この点については、国際ルールの現状や権利者団体から示された意見も付して整理の上、「中長期的に改善・検討が望まれる事項」として、併せて文化庁に提出済み。

○ 放送番組のインターネット配信に係る権利処理の負担が重いものは、音楽著作権に係るものが最も多く、次いでレコードに係るものが多い。

問5(1) 問3において、1～3を選択した社にお聞きします。放送番組のインターネット配信に当たっての権利処理の負担(時間、人手、使用料など)が重いものは、次のうちどれですか。3つまでご回答ください。

選択肢	回答数(社)
1. 原作(小説、漫画など)	10
2. 脚本	4
3. 音楽著作権	82
4. レコード実演・レコード原盤	70
5. 映像実演	37
6. 専属解放	2
7. 借用素材(調達映像)	30
8. スポーツ競技映像	22
9. その他	5



(「その他」の回答例)

出演者が多いものや、博物館、図書館資料が多い歴史番組 等

**2-2. 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)
No.15に関する進捗状況**

II 分野別実施事項 3. 投資等分野 (7)放送を巡る規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a (略)</p> <p>b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。</p> <p>d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストイングにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャストイング事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。</p>	<p>a:(略)</p> <p>b:</p> <p>c:令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置</p> <p>d:令和2年度検討・結論</p>	<p>a:(略)</p> <p>b・c:総務省</p> <p>d:総務省 文部科学省</p>
15	放送コンテンツの制作取引適正化	<p>放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託(完全制作委託型番組、その他放送素材)、役務委託の契約形態別に類型化し、雛型の充実に図る等、必要な方策を講ずる。</p>	令和2年度措置	総務省

No.15への対応状況

(1) 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況調査の実施

令和元年11月からガイドラインの遵守状況調査を開始し、不適切な実態が確認された放送事業者に対しては、下請中小企業振興法第4条に基づく総務大臣名の文書による指導及びフォローアップ(改善措置に関する報告徴収等)を実施中。(詳細は11頁)

(2) 法的措置を含む取引ルールの策定と執行の強化

- ・新たな取引ルールを盛り込んで改訂した「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(令和2年9月改訂)の遵守状況について、調査体制を大幅に拡充し、全国の総合通信局等で実施体制を整備、調査を実施中。
- ・遵守状況調査の結果、不適切な実態が確認された場合、下請中小企業振興法に基づく総務大臣による指導と改善に関する報告を求めるとともに、指導を経てなお改善が見られない場合、当該事案を適切に下請法、独占禁止法の所管庁による法的検討に委ねる体制を整備し、執行の強化を図った。
(詳細は12頁)

(3) 「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を改訂し、令和2年9月30日に公表。

情報成果物作成委託(完全製作委託型番組、その他放送素材)、役務委託の契約形態別に類型化し著作権の帰属等について明確化するとともに、発注書の雛型を充実。(詳細は13頁から15頁)

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の遵守徹底による製作取引適正化を推進するため、令和元年11月からガイドラインの遵守状況調査を開始。(令和2年度は11月から同調査を実施中)

調査の結果、不適切な実態が確認された放送事業者に対しては、下請中小企業振興法第4条に基づく総務大臣名の文書による指導及びフォローアップ(改善措置に関する報告徴収等)を令和2年1月から実施している。

ガイドライン遵守状況調査の概要

調査に当たっては、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)を所管する公正取引委員会及び中小企業庁と連携し、下請事業者である番組製作会社等のヒアリングをした上で、主たる発注者である放送事業者のヒアリングを実施している。

令和2年度調査

(1) 地上波民間放送事業者が5局存在する地域^{※1}のうち、大阪については令和2年12月に実施

※1 5局地域(6地域) : 北海道(前年度実施済)、東京、愛知(前年度実施済)、大阪、岡山/香川(前年度実施済)、福岡(前年度実施済)

(2) その他の地域は、4局地域^{※2}のうち、総合通信局所在都市に限定して、コロナ禍の状況を見つつ、令和2年度内に実施することを予定(赤字下線)

※2 4局地域(13地域) : 岩手、宮城、山形、福島、新潟、長野、静岡、石川、愛媛、広島(前年度実施済)、長崎、熊本、鹿児島

(なお、東京、残りの4局地域及び3局地域等の調査並びに過去に指導を受けた放送事業者への再調査は、令和3年度に実施する予定。)

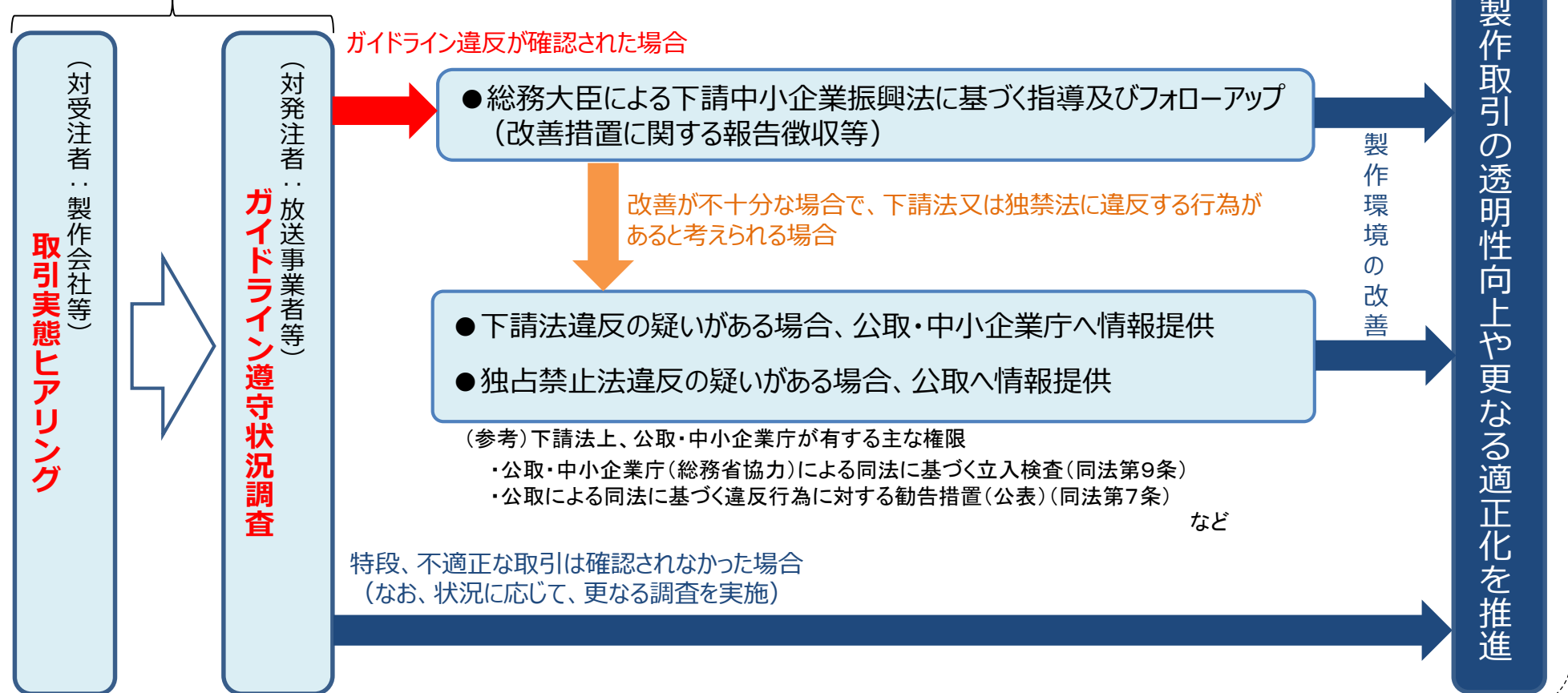
ガイドライン改訂に合わせて、遵守状況調査から、指導等を経て、関係法令の所管庁による法的措置に至る以下のフロー図を整理して公表。

総務省は、公正取引委員会・中小企業庁と連携の上、ガイドライン遵守状況調査等を実施。調査において発注者側に不適切な実態が確認された場合、関係法令（※）に基づく権限を根拠として、下請中小企業振興法に基づく指導をはじめとする法的措置を実施し、製作取引の透明性向上や更なる適正化を推進。

（※）下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」）、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）

<実施イメージ>

総務省が公取・中小企業庁と連携して実施中



令和元年11月以降、総務省が公正取引委員会及び中小企業庁と連携して実施している「ガイドライン遵守状況調査」を通じて明らかとなった課題に対応するため、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえて、「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」での議論を経て、「**放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン**」を改訂し、**第7版として令和2年9月30日に公表した。**

主な改訂内容

1. 業務委託内容別の著作権の帰属等に関する明確化

- ・契約形態及びそれに紐づく著作権の帰属等について、発注・契約締結の段階から発注者と受注者の間で認識の相違が生じないようにすることを目的として、契約形態別に類型化した（【別紙1】参照）。その上で、情報成果物作成委託の発注書の雛型を充実するとともに、役務委託に関する発注書の雛型を新たに追加した（【別紙2】参照）。

2. 製作会社間の取引適正化

- ・番組製作会社間の下請取引にも問題が生じていることから、発注者となる番組製作会社も本ガイドラインの対象となる旨を追記した。

3. 下請法の解釈明確化

- ・ガイドライン遵守状況調査により、放送事業者によって下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）の範囲等に関する理解にばらつきがあることが明らかになったことから、役務委託と情報成果物作成委託の一体不可分の取引は、一体として下請法の対象であること等を明確化した。

4. その他（働き方改革に伴うしわ寄せ防止、ベストプラクティスの充実等）

業務委託の類型	ガイドライン上の契約形態 (発注内容)	放送局の番組単位の種別	番組の態様 〔著作権法上の「発意と責任」の所在〕	原始的な著作権の帰属 〔著作権譲渡の有無〕	二次使用料の分配
情報成果物作成委託 (下請法の対象)	完全製作委託型番組	① 完全製作委託型番組 (番組全体)(民放)※	番組全体 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者(製作会社) 〔著作権譲渡はほぼ無し〕	あり
		② 局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者(製作会社) 〔放送局に著作権譲渡あり得る〕	あり/なし 〔契約上の著作権の帰属による〕
	完全製作委託型番組以外の 番組全体又は 番組の一部分 (コーナー)	③ 外部制作委託(NHK)	番組全体 〔発意と責任がNHKと製作会社〕	NHKと製作会社 〔著作権は共有〕	あり
		④ 局製作番組(民放)	番組全体 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
		⑤ 局製作番組の一部分 (民放)	番組の一部分(コーナー) 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
		⑥ 局製作番組(民放) 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(著作物) 〔著作者が下請事業者(製作会社)〕	下請事業者(製作会社) 〔放送局に著作権譲渡あり得る〕	なし 〔脚本等の場合の許諾の場合にはあり得る〕 外部一部委託(NHK) は契約に基づく特別報酬の支払あり
			⑦ 局製作番組(民放) 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(非著作物) (著作権法の対象外)	— (著作権法の対象外)
	その他の 情報成果物	放送素材 (脚本、ナレーション原稿、 BGM、CG等)	⑥ 局製作番組(民放) 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)	放送素材(著作物) 〔著作者が下請事業者(製作会社)〕	下請事業者(製作会社) 〔放送局に著作権譲渡あり得る〕
⑦ 局製作番組(民放) 外部一部委託に含まれる 情報成果物作成委託部分 (NHK)			放送素材(非著作物) (著作権法の対象外)	— (著作権法の対象外)	なし
役務委託 (再委託の場合に限り、 下請法の「役務提供委託」として同法の対象)	監督/演出、照明、音声等の委託	⑧ 局製作番組(民放) 演出委託(NHK) 外部一部委託に含まれる 役務委託部分(NHK)	— (著作権法の対象外)	— (著作権法の対象外)	なし 外部一部委託(NHK) は契約に基づく特別報酬の支払あり

(本表では、ガイドラインの対象となる放送事業者(NHKを除く。)を便宜上「民放」と記載している。)

※ 局によって名称が異なる。

著作権の記載欄を充実

情報成果物作成委託 発注書 (当初書面)

1	発注書番号	
2	発注先	
	名称	殿
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
3	発注日	
4	委託内容	
	情報成果物	(完全製作委託型番組・完全製作委託型番組以外・放送素材など、具体的に(発注概要) どのような権利の発注なのか、また、具体的な委託内容を記載)
	(内容)番組名	
	放送予定期間	
	曜日・時間	~
	発注数	
5	納入場所	
6	引き継ぎのための継入日	
7	受領・確認完了期日	※当社の基準を高たしていれば受領とします。
8	代金	単価 円
9	総額	円
10	支払期日	
11	支払方法	
12	著作権の譲渡・許諾	【「完全製作委託型番組」または「放送素材(著作物)」の場合】※著作権は原始的に発注者へ帰属します。 【「完全製作委託型番組以外」の場合】※著作権は原始的に発注者へ帰属します。
13	特記事項	

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日
引き継ぎのための継入日		
受領・確認完了期日		
代金		
支払期日		

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者 所属
役職
氏名

※本発注書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には、法定税率による消費税・地方消費税額分を加算して支払います。

※この書面は「下請代金支払遅延等防止法」に基づき交付するものです。

新規に追加

役務委託 発注書

1	発注書番号	
2	発注先	
	名称	殿
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
3	発注日	
4	委託内容	
	役務委託	
	発注概要	
	委託期間	
	(内容)番組名	
	放送予定期間	
	曜日・時間	~
	発注数	
5	委託場所	
6	単価	円
7	総額	円
8	支払期日	
9	支払方法	
10	特記事項	

未定事項がある場合、その理由および決定予定日

未定事項	理由	決定予定日

上記のとおり発注します。

発注者
発注責任者 所属
役職
氏名

※本発注書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には、法定税率による消費税・地方消費税額分を加算して支払います。